

## 高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例

### (目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止について、市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、もって犯罪被害をなくし安全で安心して暮らすことができる犯罪のないまちの実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤、通学又は滞在する者をいう。
- (2) 市民団体 町内会、まちづくり協議会、PTAその他市の区域において、犯罪の防止のために自主的な防犯活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業所を設置して事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係機関等 市の区域を管轄する警察署その他生活安全に関する事務を所管する官公庁その他規則で定める団体をいう。
- (5) 自主防犯活動 犯罪の防止及び安全の確保のために、市民、市民団体及び事業者が自主的に行う啓発活動及び実地活動をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪のないまちの実現に当たっては、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという考え方を基本とし、市、市民、市民団体、事業者及び関係機関等がそれぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら、協働して推進するものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 犯罪の防止に係る広報及び啓発に関すること。
- (2) 犯罪の防止を目的とした市民、市民団体及び事業者の自主防犯活動の推進に関すること。
- (3) 犯罪の防止に配慮した環境の整備に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪の防止のために必要なこと。

(市民及び市民団体の責務)

第5条 市民及び市民団体は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 日常生活における安全の確保を自ら行うこと。
- (2) 安全な地域社会を実現する担い手として地域の自主防犯活動を推進すること。
- (3) 自主防犯活動に必要な知識及び技術の習得を図ること。
- (4) 市が実施する犯罪の防止に関する施策に協力すること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たっては、犯罪の防止のために必要な措置を講ずること。
- (2) 地域社会の一員として地域の自主防犯活動を推進すること。
- (3) 自主防犯活動に必要な知識及び技術の習得を図ること。
- (4) 市が実施する市民の安全の確保に関する施策に協力すること。

(自主防犯活動の推進)

第7条 市、市民、市民団体及び事業者は、犯罪の防止の取組を推進するに当たっては、自主防犯活動の積極的な推進を基本とする。

2 市は、市民、市民団体及び事業者が、自主防犯活動を実施しようとする場合において、必要な支援を行い、その育成を図るものとする。

3 市民、市民団体及び事業者は、前項の支援を受けようとするときは、あらかじめ自主防犯活動団体の登録を行うものとする。

4 前項の自主防犯活動団体の登録に関し必要な事項は、規則で定める。

(子どもの安全確保)

第8条 市は、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が登下校時等において犯罪の被害を受けることのないよう、児童等の安全確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市民、市民団体及び事業者は、自主防犯活動を通じて、児童等の登下校時等における安全確保に努めるものとする。

3 市は、児童等が犯罪による被害を受けないための防犯教育を充実するよう努めるものとする。

(高浜市防犯ネットワーク会議)

第9条 市長は、市民、市民団体、事業者及び関係機関等と連携して犯罪の防止の取組を推進するため、高浜市防犯ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

2 ネットワーク会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪の防止に関する施策の協議及び検討を行い、必要に応じて、市長に意見を述べること。

(2) 市及び構成団体（第7条第3項の規定により登録を行った自主防犯活動団体、関係機関等その他犯罪の防止に関する活動を行う団体をいう。）相互の連絡調整及び情報の共有を図ること。

3 前2項に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。